

大阪市 地域包括支援センター運営方針

改正 令和7年4月1日

地域包括支援センターは、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、適切に包括的支援事業を実施するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組みを推進するものとする。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

- ・ 「地域包括ケア」の推進のために、医療・保健・福祉・介護・地域・行政などが連携する地域でのネットワークを構築する。
- ・ 「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」と連携し、地域包括ケアシステムにおける中核的役割を担う。
- ・ 区内の認知症高齢者等支援に係る対応力の向上のため、認知症強化型地域包括支援センターを中心とした認知症高齢者等支援ネットワークを構築する。

2 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

- ・ 担当圏域の地域特性や前年度の活動内容を踏まえた事業計画を作成、実施し、年度末にその振り返りの自己評価を行う。

3 関係者とのネットワーク構築の方針

- ・ 多職種協働による個別の高齢者支援の積み重ねにより、ネットワークづくりを進める。
- ・ 地域の関係者と、地域ケア会議から見えてきた地域の課題を共有するためのネットワーク会議を開催する。

4 第1号介護予防支援事業等の実施方針

- ・ 自立支援の視点に立ち、多様な地域の社会資源を活用したケアプランの提案など、介護予防の理念を踏まえたケアマネジメントを行う。

5 介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備の実施方針

- ・ 介護支援専門員からの個別相談を受ける体制を確保する。
- ・ 介護支援専門員が主治医や多職種と協働し、地域関係者との連携により、包括的継続的なケアマネジメントを実現できるよう、介護支援専門員のニーズに基づいて、計画的に、事例検討会や研修を実施し、制度や施策等に関する情報提供を行う。

6 地域ケア会議の運営方針

- ・ 地域ケア個別会議、自立支援型ケアマネジメント検討会議を開催するとともに、個別ケースの振り返りの地域ケア会議及び地域課題抽出のための地域ケア会議を開催し、見えてきた地域の課題をとりまとめるとともに、課題解決に向けた取り組みを進める。

(1) 地域ケア個別会議

地域ケア個別会議では、関係機関が情報を共有し、協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、高齢者の自立支援を念頭において運営する。

(2) 自立支援型ケアマネジメント検討会議

高齢者自身の選択に基づく、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための会議の推進に取り組む。

7 区との連携方針

- ・ 高齢者の支援に関わる地域の課題を共有し、政策形成に生かすため、地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ及び取組みの結果を各区地域ケア推進会議及び各区地域包括支援センター運営協議会に報告する。
- ・ 2に定める事業計画を作成するにあたっては、各区地域ケア推進会議及び各区地域包括支援センター運営協議会において議論された内容を反映させる。

8 公正・中立性確保のための方針

- ・ 介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録する。
- ・ 高齢者に提供されるサービスが特定のサービス事業者に正当な理由なく偏ることがないように、公正性・中立性を確保する。

9 個人情報等の保護に関する方針

- ・ 地域包括支援センターは、個人情報保護法を理解したうえで、マニュアルを整備し、個人情報等の取得と提供を適切に行う。
- ・ 個人情報等の漏えい防止に向けて必要な措置を講じる。

10 その他

- ・ 地域包括支援センターは、その実施する事業の質の評価を行うほか、必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図るものとする。